

平成28年度税制改正に関する意見 概要

平成27年9月16日
日本商工会議所

基本的な考え方ー絶えざる進化によりさらなる飛躍を

（資本蓄積・労働力・生産性の3要素改善による中長期的な経済成長の実現）

- ・経済の好循環実現に向け、企業がデフレマインドから転換し、貯蓄主体から投資主体として行動すべき
- ・わが国の潜在成長率の引き上げに向け、資本蓄積、労働力人口、生産性の3要素の改善が必要
- ・わが国は「地方疲弊の深刻化」「人口急減と超高齢化の加速化」という二つの構造的課題に直面

（中小企業の資本蓄積や、生産性向上に向けた取り組みへの後押しが不可欠）

- ・中小企業は、創業まもないベンチャー企業から、高度な技術力を保有し、サプライチェーンの一端を担う企業や、地域コミュニティを支える小規模企業、地域の核となる中堅企業、創業100年を越す老舗企業まで、多種多様な存在。雇用を支え、所得税や社会保険料負担を通じて、財政にも大きく貢献
- ・地域を支える中小企業の資本蓄積に向けた設備投資やイノベーションの実現による生産性向上、より付加価値の高い製品やサービス創出への後押しが不可欠

（「人口急減・超高齢化社会」の克服）

- ・女性や高齢者の働きたい意志を尊重する社会の構築が急務。中長期的には、結婚・出生率向上に向けた環境整備など、人口減少のトレンドを変える抜本的な対策を講じるべき
- ・社会保障給付の重点化・効率化の更なる徹底・加速化や、余力ある高齢者の応能負担割合を高めることで歳出削減に取り組み、財源を少子化対策により配分すべき

（「地方疲弊の深刻化」を克服する地方創生を実現する基盤づくり）

- ・地方創生の中核は、地域で仕事や雇用を生み出す中小企業であり、域外需要の取り込みを促進するとともに、効率的な地方の経済・社会活動を実現することが必要
- ・地方創生の実現に向け、国と地方、民間事業者が総力を挙げ、地域資源を活用した産業創出をはじめ、創業や事業承継の加速、効果的・機能的なまちづくり・社会資本整備の推進に取り組むべき

I. 中小企業のイノベーションの促進を支援する法人税改革の実現

＜中小企業の役割とその存在意義＞

- ・中小企業は全体の雇用の7割、約3,200万人を抱え、赤字法人であっても、雇用と地域経済に大きく貢献している。社会保険料の事業者拠出分の約5割、従業員給与から発生する所得税の約4割等を負担している
- ・中小企業は、多様な人材の雇用の受け皿となり、地域内外の取引の中心として地域経済の中核的な役割を果たすとともに、新たな産業を創出する苗床の役割や、規模の経済が働かないニッチな市場を担うなど、産業の担い手として、日本経済に大きな役割を果たしている
- ・中小企業の役割と存在意義を検証するにあたっては、効率性や生産性等といった指標のみならず、多様な側面から中小・小規模企業を捉えるべき

＜雇用と地域経済、財政を支える中小企業の活性化を実現する中小法人課税の見直し＞

- ・中小法人課税のあり方を考えるにあたっては、中小企業の実態や特性を踏まえ、中小企業基本法をはじめ中小企業政策との整合性を合わせて、支援対象を検討すべき。その際には、資本蓄積による経営の安定性や、生産性向上等の成長に向けた取り組みの後押しなど、地域を支える中小企業の活性化を図ることが不可欠
- ・地域の中核的な役割を果たす中小・中堅企業は、高い雇用吸収力を有し、地域における取引を通じて多くの中小企業とその従業員や家族を支えており、成長に向けた取り組みへの支援が必要。一方で、資本金1億円超10億円以下の中小・中堅企業は利用可能な政策減税が少なく、実質的な税負担率は最も高い。地域を牽引する中小・中堅企業の成長を促進するため、中小企業基本法を念頭に税法の基準を3億円まで拡大し、3億円から10億円以下の企業に成長を後押しする中小企業税制を適用すべき

- ・中小企業税制の範囲を示す指標は、資本金のほか、所得、業種、従業員数、資本金等、売上高など様々な指標や組み合わせがあり得る。長年の間、企業規模を図る基準であった資本金基準については、中小企業基本法など多くの法律で利用されていることから、法人税法以外にも見直しの影響が大きいことを考慮する必要がある。一方、「純資産」は過去の利益の蓄積であり、単年度の担税能力を示すものでなく、地域の核となる中堅・中小企業や、長年法人税を納税し、税収に貢献してきた業歴の長い企業ほどその額が大きくなり、対象が偏ることから適切な指標ではない

＜中小企業のダイナミズムを促進し、経済の好循環を実現するための法人税改革について＞

- ・企業の競争力強化・対日投資拡大のため、法人実効税率の海外主要国並み20%台まで引き下げ
- ・中小法人の軽減税率についても、更なる引き下げや適用所得の拡大を図るべき
- ・外形標準課税の中小企業への適用拡大は、地域経済に甚大な影響を及ぼし、ひいてはわが国経済・社会の発展を阻害することから断固反対
- ・中小企業の経営の安定性を損なうことから、欠損金繰越控除は利用制限すべきではない
- ・減価償却制度の定額法への統一は、設備投資意欲やキャッシュフロー等、中小企業の経営戦略に多大な影響を及ぼし、政府の生産性向上に向けた投資促進の政策に逆行するため反対
- ・中小企業の設備投資はまだ回復途上であり、中小企業の生産性向上に向けた投資を促進するため、中小企業投資促進税制の上乗せ措置の前倒し廃止には反対、今後も継続すべき

II. 消費税引き上げに伴う課題

＜消費税10%への引き上げ＞

- ・10%への引き上げは、持続可能な社会保障制度確立のために必要。成長と歳出削減を車の両輪として取り組むべき

＜複数税率、「日本型軽減税率制度」に関する考え方＞

- ・複数税率は、①社会保障財源の大幅な減収を招き、社会保障制度の持続可能性を損なう、②対象品目の線引きが不明確で国民・事業者に大きな混乱を招く、③新たに取引の各段階で複数の税率を区分する事務が発生し、過度な負担を強いる。インボイス導入により、全ての事業者に対して消費税の経理・納税方法の変更を強いることから広範囲に影響を及ぼすことから、導入すべきでなく、きめ細かな給付措置で対応すべきという主張に変わりはない
- ・その上で「日本型軽減税率制度」をインボイスを利用した「E U型軽減税率制度」と比べると、①社会保障財源の毀損を制限可能であり、低所得者対策として有効、②対象品目が事業者・消費者双方にとって分かりやすい、③対象事業者が飲食料品を取り扱うBtoCの事業者限定され、単一税率であることからインボイスが不要であり、取引の各段階における区分経理等の事務負担が生じない、ことから商工会議所が従来主張してきた課題を解決するための1つの案と考える
- ・ただし、国民のマイナンバーカード利用時の不安感払拭やセキュリティ強化の対策を講じるとともに、小売業や飲食業等へ専用端末の導入費用や、POSレジ導入・ソフト改修費用、食券販売機・自動販売機の改修費用、運用面の支援、通信インフラの整備等、企業規模や業態・地域別にきめ細かく対策を講じるべき

III. 女性の活躍促進・子育て世代の支援に向けた制度の見直し

＜女性の働きたい意志を尊重した税制・社会保険制度の見直し＞

- ・労働力人口が減少する中においても成長を維持していくため、女性や高齢者が働きやすい環境を整備し、可能な限り働くことを選択してもらう必要がある
- ・現行の所得控除制度（基礎控除・配偶者控除・配偶者特別控除）は、累進税率の下では高所得世帯ほど税負担が軽減されており、多くの子育て層が含まれる低所得世帯（年収300～400万円）の負担軽減が必要。配偶者控除見直しにあたっては、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除を一本化し、所得額によらず税負担の軽減額が一定となる税額控除制度に移行すべき。その際、単身世帯との公平性に配慮して、配偶者控除と同様に専業主婦世帯の税負担軽減を図るため、夫婦それぞれの所得に対して税額控除を適用するとともに、夫婦どちらか一方に控除しきれない税額控除額がある場合、他方の税額控除に上乗せする仕組みとすべきである

＜子育て世帯の支援の拡充に向けた考え方＞

- ・社会保障給付の重点化・効率化の更なる徹底・加速化、余力ある高齢者の応能負担の徹底等により、財源を若年世代の結婚・出産・子育て等の環境整備等、子育て世代への支援に配分すべき
- ・手厚い公的年金等控除を見直し、子育て世代への支援の拡充を図るべき

Ⅳ. 円滑な事業承継に向けた抜本的な見直し

＜事業承継税制の基本的考え方＞

- ・わが国の経済成長の実現のためには、雇用を支え地域経済の中核となっている中小企業が事業を継続し、保有する経営資源を次代に円滑に繋ぎ、大きく成長していくことが必要不可欠
- ・経営者の経営努力で企業を成長させればさせるほど、非上場株式の評価が高くなり、中小企業の事業承継を困難にしている
- ・中小企業の実態やニーズを踏まえ、事業承継税制の抜本的な見直しが必要
- ・中長期的には、事業者が事業用資産を損なうことなく十分な形で次世代に事業を承継できるよう、事業用資産の承継に係る非課税措置の実現が必要

＜事業承継の円滑化に向けた税制措置の拡充＞

○事業承継税制の抜本的な見直し

- ・相続時に実質的に売却困難である2/3を超える非上場株式の相続税負担は円滑な事業承継を阻害するため、猶予株式2/3要件の100%への拡充
- ・猶予株式2/3制限かつ80%の納税猶予では、結果として猶予効果が約半分にとどまることとなり、効果が薄く利用が進まないことから、猶予割合の100%への引き上げ
- ・人材に限られる中小企業では兄弟等で経営している場合も少なくないことから、兄弟等複数人での承継を納税猶予の対象に加えることを認めるべき

○取引相場のない株式の評価方法の見直し

- ・取引相場のない株式は、経営努力により企業価値を向上させるほど評価額が高くなり、相続税負担が重くなるという弊害が生じるなど、円滑な事業承継の大きな阻害要因となっている。後継者が事業承継時に売却できず、換金性がないことから、取引相場のない株式の評価方法を見直すべき。時価純資産方式のような企業の清算を前提とした評価方法に替えて、事業の継続を前提として、配当還元方式の適用拡大や、DCF法、収益還元法、類似業種比準価額方式の併用を柔軟に認めるべき
- ・現在、上場企業の株価上昇に伴う類似業種比準価額方式における評価額が上昇している。早急に斟酌率の引き下げをはじめとした評価方法の見直しや、株式評価額の軽減措置等の対策が必要である

○分散した株式の集中化を阻害する税制措置の見直し

- ・分散した株式の集中化を図る場合、株式評価額が高いため、後継者の買い戻しが極めて困難。会社へ譲渡した株主にかかるみなし配当課税の見直し等、分散した株式の集中化を阻害する税制措置の見直し
- ・同族株主判定の際に基準となる「6親等内の血族（はとこ）、3親等内の姻族（配偶者の甥・姪）」は、親族関係が希薄化した現在では同族に馴染まないため、早急にその範囲を縮小すべき

○事業承継税制の活用に向けた改善

- ・中小企業の採用・雇用を巡る状況を踏まえた雇用要件の不断の見直し、提出書類に係る有怨規定の創設等

Ⅶ. 「地方疲弊の深刻化」に対する地方創生の取り組み

○地域中小企業の生産性向上に資するコンパクトシティ形成の推進

- ・「まちづくり会社」の活動基盤強化に向けた税制上の優遇措置の拡充

○空き地・空き店舗の利活用促進に資する税制措置

- ・認定中心市街地や商業地域・近隣商業地域等の空き地・空き店舗を創業者やまちづくり会社に貸与した所有者に対する固定資産税の減免

○ふるさと納税のさらなる拡充

- ・地域活性化に寄与するふるさと納税制度について、企業版ふるさと納税の創設等、さらなる拡充を図るべき

Ⅷ. 納税環境整備の拡充

○中小企業の納税協力負担の軽減による生産性の向上

- ・申告納税方式を採用しているわが国では、本来は国が行うべき徴税事務について、納税者である事業者が、納税協力として多大な負担をしている。人的資源に乏しい中小企業の納税協力負担は生産性向上の阻害要因となっており、事務負担軽減を図るべき
- ・中小企業が本業に専念できるよう、提出書類の免除・簡素化等を図るべき
- ・納税事務負担の軽減、徴収事務の効率化に向けて、地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等の統一が必要

Ⅴ. 中小・中堅企業の生産性向上・成長に資する税制措置

＜企業の生産性向上に資する税制措置＞

○企業の生産性向上を後押しする税制措置

- ・中小企業の生産性向上に資する設備投資を後押しする、中小企業投資促進税制の延長（前倒し廃止の反対、利用促進に向けた書類等の簡素化）、少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度の拡充・本則化
- ・わが国のものづくりを支える中小企業の技術開発や研究開発を後押しし、グローバル競争に打ち勝つために、研究開発税制の中小企業技術基盤強化税制を拡充し、税額控除率（12%）の引き上げが必要

＜企業の成長に資する税制措置＞

○人材不足に対応するための税制措置

- ・中小企業の人材採用を支援する観点から、雇用促進税制の適用期限の拡充、延長が必要

○新規創業促進ならびにベンチャーを後押しする税制

- ・経済活性化のためには、起業家精神を発揮し、果敢に新分野へ挑戦する企業の成長が不可欠。創業後5年間の法人税・社会保険料の減免措置の創設、創業者の登録免許税の軽減措置の延長等の措置が必要

○企業の前向きな投資を阻害する税制の廃止

- ・自己資本の充実を抑制し、企業の成長を阻害する留保金課税の廃止、前向きな設備投資を阻害する償却資産に係る固定資産税、事業所税の廃止

○地球温暖対策税の用途拡大や、森林吸収源対策等の新税導入に反対

- ・今後徹底した省エネの推進に取り組みなければならない中小企業に対し、地球温暖化対策税の用途拡大や新税導入等によって、新たな税負担を増やすべきでない

Ⅵ. 民間投資や消費を喚起し、持続的な経済成長に資する税制措置

○新築住宅の固定資産税の特例の恒久化をはじめ、住宅に係る租税特別措置の延長

- ・住宅取得に係る負担軽減に寄与し、住宅需要を安定的に支えている、新築住宅における固定資産税2分の1減免措置の恒久化、マイホームの買換えや住み換えを促進するため、居住用財産（特定居住用財産）の買換え特例や損益通算措置の延長、不動産取得税の特例の延長

○内需拡大・地域創生を実現するための税制措置

- ・民間消費の更なる喚起のため、交際費の損金算入制度（中小企業の交際費課税の損金算入措置・接待交際費の50%損金算入措置）の延長

○地方におけるさらなる免税店の拡大と消費の活性化

- ・免税店の拡大に向けたさらなる取り組みが必要であることから、現在、1万円超とされている一般物品の最低購入金額を5千円以上に引き下げることにより、訪日外国人旅行者の一層の消費拡大を促すべき

○東日本大震災の被災地における税制措置の延長

- ・本格復興に向け、今年度期限切れを迎える、復興産業集積区域における機械等を取得した場合の特別償却・税額控除制度や被災雇用者等を雇用した場合の税額控除制度、被災代替資産等の特別償却制度等の延長

○マイナンバー制度の周知徹底ならびに納税協力負担の軽減措置

- ・事業者の規模や扱う特定個人情報のレベルに応じた適切な管理方法を、具体的かつ早急に周知徹底が必要
- ・企業に新たな負担を課すことになるため、国税・地方税の一括納付や地方自治体の帳票の一元化等、事業者に対する納税協力負担の軽減策を同時に示すべき

○事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

- ・事業者に対し、所得税に加え、個人住民税についても、源泉徴収事務や年末調整事務を課すことが必要となるなど、現状以上の納税事務負担の増加を強いる個人住民税の現年課税化には反対